福祉の手引き

身体障害者・知的障害者・精神障害者・難病患者のために

令和６年４月現在

藤井寺市健康福祉部福祉総務課

ご不明な点がありましたら、福祉総務課、またはそれぞれの担当窓口までお問い合わせください。

個人番号（マイナンバー）制度について

平成28年1月1日より、個人番号（マイナンバー）制度が始まりました。窓口において一部の申請の際に、個人番号の記入が必要となりますので、次にあげる個人番号が確認できる書類と、本人確認ができる書類をご持参ください。ご協力をお願いいたします。

個人番号が確認できる書類（次のうち1つで構いません。）

① 個人番号通知カード

② 個人番号カード

③ 個人番号入りの住民票

本人確認ができる書類

●各種障害者手帳、個人番号カード、運転免許証、パスポートなど公的機関が発行した顔写真付きの身分証明書（ただし、申請時点で有効なものに限ります）のうち1つ。

※顔写真付きの証明書がない場合は、年金手帳、健康保険証など、公的機関が発行した証明書（ただし、申請時点で有効なものに限ります。）のうち**2つ以上**

※個人番号通知カードは本人確認書類にはなりません。

※ 申請者本人が窓口に来られない場合は、委任状が必要となる場合があります。詳しくは、各申請窓口にお問い合わせください。

もくじ

■ 各種手帳の申請 ---------- 1

■ 手帳に関する各種届出 ---------- 2

■ 手当や年金におけるサービス ---------- 4

【手当・年金】

○特別障害者手当　○重度障がい者在宅生活応援制度

○障害児福祉手当

○特別児童扶養手当　○児童扶養手当

○障害基礎年金　○障害厚生年金

○障害手当金　○障害者扶養共済

■ 税におけるサービス ---------- 8

○所得税、住民税

○自動車税（種別割、環境性能割）・軽自動車税（種別割、環境性能割）

○その他の税の減免

・相続税　・贈与税　・預貯金等の利子非課税制度

■ 医療におけるサービス ---------- 10

○重度障害者医療費助成

○後期高齢者医療制度　○自立支援医療（精神通院）

○自立支援医療（更生医療・育成医療）

○大阪府特定疾患医療費助成

■ 割引や助成などのサービス・・・・ 13

○有料道路の通行割引
○タクシー基本料金助成
○NHK放送受信料の減免
○交通運賃の割引
○携帯電話基本使用料などの割引
○市立市民総合体育館使用料、
市民プール入場料の割引
○その他

■ 障害者自立支援サービス・・・・ 18

○障害福祉サービス
○補装具給付事業
○日常生活用具給付事業
○移動支援事業
○日中一時支援事業
○地域活動支援センター事業
○意思疎通支援事業

■ 障害児通所支援事業・・・・ 22

■ その他サービス ・・・・ 23

○障害児・障害者ふれあい支援事業
○住宅改造助成
○避難行動要支援者支援制度
○声の広報・点字広報
○声の図書・点字図書・対面朗読
○Net119緊急通報システム
○メール110番
○駐車禁止除外指定車標章
○大阪府障がい者等用駐車区画利用証制度

■ 各種相談先 ・・・・・ 28

■ 関係機関リスト ・・・・・ 29

各種手帳の申請

申請先：福祉総務課
１階６番窓口

○身体障害者手帳の取得

対象者　視覚、聴覚、平衡機能、音声、言語機能又はそしゃく機能、肢体（上肢・下肢・体幹・脳原性運動機能障害）、心臓機能、じん臓機能、呼吸器機能、ぼうこう又は直腸機能、小腸機能、免疫機能、肝臓機能に永続する障害があるかた

必要なもの

- 申請書（市役所6番窓口に備え付け）
- 写真（タテ4cm×ヨコ3cm上半身脱帽）
- 個人番号が確認できる書類
- 指定医の診断書
- 本人確認ができる書類

○療育手帳の取得

対象者　子ども家庭センターまたは自立相談支援センターで知的な障害があると判定されたかた

必要なもの

- 申請書（市役所6番窓口に備え付け）
- 写真（タテ4cm×ヨコ3cm上半身脱帽）
- 本人確認ができる書類
- 個人番号が確認できる書類

○精神障害者保健福祉手帳の取得

対象者　統合失調症、気分障害、非定型精神病、てんかん、中毒性精神病、器質精神病、発達障害及びその他の精神疾患が対象です。知的障害のみで精神疾患がないかたについては、対象となりません。知的障害と精神障害を両方有する場合は、精神障害者保健福祉手帳と療育手帳の両方を申請することが可能です。

必要なもの

- 申請書（市役所6番窓口に備え付け）
- 写真（タテ4×ヨコ3cm上半身脱帽）
- 医師の診断書（初診の日から6ヶ月以上経過した時点のもの）　または障害年金証書
- 個人番号が確認できる書類
- 本人確認ができる書類

手帳に関する各種届出

申請先：福祉総務課
１階６番窓口

身体障害者手帳をお持ちのかた

届出内容	必要なもの	
等級変更（障害程度の変更）	○ 手帳 ○ 個人番号が確認できる書類 ○ 本人確認ができる書類	○ 写真　○診断書
再交付（紛失・破損）		○ 写真
居住地及び氏名の変更		―
障害名の追加		○ 写真　○診断書
返還（死亡など）		―

療育手帳をお持ちのかた

届出内容	必要なもの
更新（<u>次回判定年月の2か月前から</u>）	○ 手帳　○ 写真 ○ 個人番号が確認できる書類 ○ 本人確認ができる書類
再交付（紛失・破損）	○ 手帳　○ 写真 ○ 本人確認ができる書類
居住地及び氏名の変更、返還（死亡など）	○ 手帳　○ 本人確認ができる書類

<u>※18歳以上のかたは、更新時に生活状況の聞き取りを30分程度行いますので、事前に来庁日時を予約してください。</u>

精神障害者保健福祉手帳をお持ちのかた

<table>
<tr><th>届出内容</th><th colspan="2">必要なもの</th></tr>
<tr><td>更新（<u>有効期限の3か月前から</u>）</td><td rowspan="3">○手帳
○個人番号が確認できる書類
○本人確認ができる書類</td><td>○写真
○ 診断書 または 障害年金証書</td></tr>
<tr><td>等級変更</td><td></td></tr>
<tr><td>再交付（紛失・破損）</td><td>○写真</td></tr>
<tr><td>居住地及び氏名の変更</td><td rowspan="2">―</td></tr>
<tr><td>返還（症状回復・死亡）</td></tr>
</table>

<u>※精神障害者保健福祉手帳の有効期限は、原則として2年間です。有効期限が切れると、手帳の効力がなくなりますので、手帳を必要とされる方は、更新手続きをおこなってください。</u>

手当や年金におけるサービス

特別障害者手当

20歳以上の方

申請先：福祉総務課
１階６番窓口

【 受給資格 】　次のいずれかに該当するかた

① 身体障害者手帳の障害等級のおおむね１級または２級程度の異なる障害が重複している方、またはこれらの障害と日常生活での動作及び行動が困難であり常時の介護を必要とする精神障害（最重度の知的障害）が重複しているかた

② ①の身体障害又は精神障害と身体障害者手帳の障害級別のおおむね３級程度の障害、または日常生活での動作及び行動が著しく困難な状態である知的障害もしくは精神の障害が重複しているかた

③ 両上肢、両下肢または体幹機能の障害で身体障害者手帳の障害等級別のおおむね１級又は２級程度の障害があり、かつ日常生活動作を行うのに著しい困難があるかた

④ 内部機能障害で身体障害者手帳の等級のおおむね１級程度の障害もしくは身体の機能の障害または長期に渡る安静を必要とする病状（慢性疾患などの内部疾患のある方も含む）があり、そのため絶対安静の状態であるかた

⑤ 精神の障害で日常生活において常時介護を要する程度以上の障害または最重度の知的障害であって、日常生活での動作及び行動に著しい困難があるかた

※ただし、施設入所されている方、病院などに3ヶ月を超えて入院されている方、一定以上の所得をお持ちの方は対象にはなりません。

重度障がい者在宅生活応援制度

申請先：福祉総務課
１階６番窓口

【 受給資格 】

重度の知的障害と重度の身体障害をあわせもつ障害者(児)の介護者

① 療育手帳（A）と身体障害者手帳１級又は２級をあわせもつ在宅障害児者

② 府の相談所で①と同程度と判定された在宅障害児者

※ただし、特別障害者手当の対象者や本人が3ヶ月以上入院している場合、受給できません。

障害児福祉手当

20歳未満の方

申請先：福祉総務課
１階６番窓口

【 受給資格 】

① 身体障害者手帳の障害等級のおおむね１級または２級程度の身体の機能障害があるかた。

② 身体機能の障害又は長期に渡る安静を必要とする病状があり、その状態が①と同程度以上と認められるかたで、日常生活において常時介護を必要とするかた。

③ 最重度の知的障害のあるかたまたは精神の障害があるかたで、日常生活において常時介護を要する程度以上のかた。

④ 身体機能の障害もしくは病状、または重度の知的障害もしくは精神の障害が重複するかたでその状態が①･②･③と同程度以上と認められるかた。

【 支給制限 】

① 受給資格者又は配偶者もしくは扶養義務者の前年の所得が一定金額以上のかた。

② 肢体不自由児施設などの施設に入所しているかた。

③ 障害を支給事由とする年金給付を受けているかた。

特別児童扶養手当

申請先：こども育成課
２階２３番窓口

【 受 給 資 格 】

重度又は中度の障害のある20歳未満の児童を監護しているかた

※ただし、手当を受けようとするかた又は児童が日本に住所を有しない場合、児童が児童福祉施設に入所している場合、一定所得を超えるかた、公的年金などを受給している児童は除きます。

児童扶養手当

申請先：こども育成課
２階２３番窓口

【 受給資格 】

ひとり親家庭で、18歳未満の児童（または20歳未満で政令で定める程度の身体障害児）を監護している方。

※父または母の一方が、一定以上の障害のあるときは支給対象になる場合があります。
※公的年金などを受給している場合は、支給の対象外となります。

○ ただし、所得制限などの受給要件があります。申請に必要なものなど、詳しくは<u>こども育成課（市役所2階23番窓口）</u>にお問い合わせください。

お問い合わせ先

こども育成課　育成担当　　電話番号　072-939-1161

障害基礎年金

問合先：保険年金課
１階２番窓口

【 受給資格 】

① 国民年金に加入している間に生じた病気やけがによって一定の障害を負ったかた。

② 被保険者の資格を喪失したあとで、60歳以上65歳未満で日本国内に住んでいる間に初診日のある病気やけがで一定の障害を負ったかた

③ 20歳前に発生した障害を持つかたで、20歳に達した時

障害厚生年金

問合先：年金事務所

【 受給資格 】

厚生年金に加入している間に、初診日のある病気やけがにより、一定の障害を負ったかた。

障害手当金

問合先：年金事務所

【受給資格】

厚生年金に加入中に、初診日のある病気やけがが初診日から5年以内に治り、障害厚生年金を受けられる状態ではないが一定の障害の状態にあるかた

【支給要件】

保険料の納付

詳しくは保険年金課または年金事務所にお問い合わせください。

障害者扶養共済

申請先：福祉総務課
1階6番窓口

【内容】

障害者の保護者が一定額の掛金を納付することにより、保護者が死亡または身体に著しい障害を有することとなった場合、障害者(児)年金を支給します。

【加入資格】

①1～3級の身体障害者手帳を所持

②療育手帳を所持

③精神または身体に障害があり、①②と同程度の障害と認められるかた

上記の保護者で65歳未満のかたで特別な病気や障害が無く、大阪府内に住所があるかた

○ 年齢により掛金が異なります。

○ また所得に応じて、掛金の一部が免除される場合があります。

税におけるサービス

所得税・住民税

障害者控除と特別障害者控除などがあります。詳しくは下記にお問い合わせください。

所得税 → 富田林税務署

住民税 → 藤井寺市役所　税務課　2階21番窓口

【 富田林税務署 】 〒584-8501

富田林市若松町西2－1697-1　電話番号　0721-24-3281

自動車税（種別割、環境性能割）・軽自動車税（種別割、環境性能割）

一定の要件に該当する障害者の人が日常生活を営むうえで不可欠な自動車について減免されます。

手帳の等級により適否がありますので詳しくは下記にお問い合わせください。

【大阪自動車税事務所和泉分室（登録（取得）時の自動車税（環境性能割・種別割）の減免申請にかかる手続窓口 】

〒594-0011　和泉市上代町

電話番号　0725-41-1327　　FAX　0725-43-4541

【 大阪府南河内府税事務所（自動車税（種別割）の減免申請にかかる手続窓口 】

〒584-8531　富田林市寿町２－６－１

電話番号　0721-25-1131　　FAX　0721-25-1194

【軽自動車に関する税の減免】

税務課　税制担当（2階21番窓口）にお問い合わせください。

電話番号　072-939-1068　　FAX　072-939-1134

その他の税の減免

相続税

法定相続人である身体障害者が、相続または遺贈により財産を取得した場合（税額から85歳までの1年につき10万円、特別障害者については20万円を控除）（平成27年4月現在）

贈与税

特別障害者が特別障害者扶養信託契約に基づいて受けている信託受益権のうち、一定の要件を満たす場合には、6，000万円までの部分が非課税になります。

【 富田林税務署 】 〒584-8501

富田林市若松町西2－1697－1　　電話番号　0721-24-3281

預貯金等の利子非課税制度

障害者の預貯金や国債などの利子などが非課税になります。詳しくは取引金融機関にお問い合わせください。

医療におけるサービス

重度障害者医療費助成

問合先：保険年金課　１階２番

【 内容 】
重度の障害者（児）の医療費の自己負担額を一部公費で助成します。

【 対象者 】
・身体障害者手帳1・2級のかた
・身体障害者手帳所持者で、かつ療育手帳B1のかた
・療育手帳Aのかた
・精神障障害者保健福祉手帳1級のかた
・指定難病（特定疾患）受給者証所持者で、障害年金または特別児童扶養手当１級に該当するかた

○　ただし、所得制限があります。申請に必要なものなど、詳しくは保険年金課（市役所1階2番窓口）にお問い合わせください。

後期高齢者医療制度

問合先：保険年金課　１階２番窓口

【 内容 】
65歳から74歳のかたで、一定の障害があるかたは、後期高齢者医療制度へ移行することができます。原則として医療費負担が1割になります。（ただし、現役並みに所得がある場合は、3割負担になります。）

【 対象者 】 65歳から75歳のかたで下記のいずれかの条件を満たすかた
・国民年金法などにおける障害年金1、2級に該当するかた
・身体障害者手帳1～3級及び4級の一部をお持ちのかた
・精神障害者保健福祉手帳1・2級をお持ちのかた
・療育手帳Aをお持ちのかた

お問い合わせ先
保険年金課　福祉医療担当　電話番号　072-939-1186

自立支援医療（精神通院）

申請先：福祉総務課　１階６番

【内容】

指定医療機関での通院による精神疾患の治療に対して、医療費の支給が受けられます。制度の適用を受けると、自己負担金額は医療費の１割になります。また、受診者の世帯の所得や疾病などに応じて、月額自己負担上限額が定められます。ただし、一定所得以上の場合は、疾病の状況により制度の対象外になる場合があります。

【対象者】

精神疾患を有し、継続して通院治療を必要とするかた（手帳の所持は問いません）

自立支援医療（更生医療・育成医療）

申請先：福祉総務課　１階６番

【内容】

指定医療機関で、身体上の障害を除去、軽減する手術などの治療により、効果が期待できるものに対して医療費の支給が受けられます。制度の適用を受けると、自己負担金額は医療費の１割になります。また、受診者の世帯の所得や疾病などに応じて、月額自己負担上限額が定められます。ただし、一定所得以上の場合は、疾病の状況により制度の対象外になる場合があります。

【対象者】

① １８歳以上で身体障害者手帳をお持ちのかた

② １８歳未満で身体障害者手帳と同程度の障害をお持ちのかた（手帳の所持は問いません）

大阪府　特定医療費助成

申請先：藤井寺保健所

【 内容 】

厚生労働省が指定する指定難病と診断された方への医療費の助成を行っています。この制度は、保険診療による治療費の自己負担の一部を公費負担するものです。疾患によって、認定基準が設けられていますので、申請前に必ず主治医にご相談ください。

大阪府　小児慢性特定疾病医療費助成

申請先：藤井寺保健所

【 内容 】

児童福祉法に基づき、厚生労働省が定める小児慢性特定疾病と診断された 18歳未満の児童（18歳到達時点で認定基準に該当し、引き続き治療が必要と認められる 20歳未満の方）への医療費助成を行っています。この制度は、保険診療による治療費の自己負担の一部を公費負担するものです。疾患によって、認定基準が設けられていますので、申請前に必ず主治医にご相談ください。

※手続きの窓口は藤井寺保健所となりますので、下記までお問い合わせください。

お問い合わせ先

藤井寺市保健所　電話番号　072-955-4181

割引や助成などのサービス

有料道路の通行割引

申請先：福祉総務課
１階６番窓口

【 内容 】
全国の有料道路の事業者が、統一的に実施する有料道路における障害者割引制度で、日常生活において有料道路をご利用される障害者のかたに対して、自立と社会活動への参加を支援するため、有料道路料金について割引措置を講ずることにより支援するものです。

身体障害者手帳　第１種
療育手帳　Ａ

本人または本人以外の運転による割引

身体障害者手帳　第２種

本人の運転による割引

※タクシーや福祉有償運送を含む本人以外が運転する場合は割引対象外です。

【 申請に必要な書類 】

ETCをご利用される場合	ETCをご利用されない場合
①身体障害者手帳・療育手帳 ②登録する車の車検証（法人名義は不可） ③ETCカード（障害者本人名義のもの） ④ETC車載器セットアップ申込書・証明書 ⑤運転免許証（障害者本人が運転の場合）	①身体障害者手帳・療育手帳 ②登録する車の車検証（法人名義は不可） ③運転免許証（障害者本人が運転の場合）

令和５年３月２７日から有料道路の障害者割引制度の内容が変わりました。事前登録されていない自動車（レンタカー、福祉有償運送、タクシー、親族や知人の車など）も割引対象です。自動車の登録は必須ではありませんが、割引制度の登録は必要です。ご利用前に注意事項をご確認ください。

お問い合わせ先　NEXCO西日本お客様センター　電話番号0120-924-863

タクシー基本料金助成

申請先：福祉総務課
１階６番窓口

【 内容 】
在宅の重度障害者の方に申請月以降月１枚分のタクシー利用券（基本料金分）を交付します。

【 対象者 】

- 身体障害者手帳をお持ちのかた → １級または２級で下肢体幹・視覚・内部障害のかた
- 療育手帳をお持ちのかた → 判定 Ａ のかた
- 精神障害者保健福祉手帳をお持ちのかた → １級のかた
- 難病にり患されているかた → すべてのかた

※ただし、難病患者のかたは、医療機関への通院の場合のみ利用できます

【 申請方法 】
各種手帳、特定医療費（指定難病）受給者証など をご持参ください。
有効期間は３月３１日です。毎年４月以降に申請してください。

NHK放送受信料の減免

申請先：福祉総務課　１階６番窓口

【 対象者 】

- 全額免除 → 各種障害者手帳の交付を受けたかたがいる世帯全員が、市民税非課税
- 半額免除 → 世帯主が視覚障害者、聴覚障害者、身体障害者手帳1･2級、療育手帳A、または精神障害者保健福祉手帳1級をお持ちの場合

【 申請方法 】
・申請には手帳と印鑑が必要です。証明書を発行しますので、窓口でお渡しする封筒に入れて投函してください。
・半額免除申請については、視覚障害者、聴覚障害者、身体障害者手帳1･2級、精神障害者保健福祉手帳1級をお持ちで、マイナポータルの利用登録されている方はWEB申請が可能です。
お問い合わせ先 「NHK受信料の窓口」 電話番号06 - 6937 - 9000
※生活保護受給者は、生活支援課（⑦番窓口）で申請を受け付けます。

交通運賃の割引

割引を受けるには手帳の提示が必要です

【 内容 】

JR各社、私鉄各社、バス、タクシー、航空機、船舶などの各公共交通機関において、身体障害者手帳または療育手帳所持者に対し、運賃の割引を行っております。

○鉄道運賃の割引

乗り方	割引の対象者	割引の内容	割引率
障害者手帳所持者のみが乗車	・身体障害者手帳所持者 ・療育手帳所持者	片道１００Ｋｍを超える普通乗車券	5割
介護者とともに乗車する場合（介護者は1名まで）	・旅客鉄道会社運賃割引第１種の身体障害者手帳または療育手帳所持者とその介護者	・普通乗車券 ・回数乗車券 ・急行券（特別急行券、座席指定券は除く） ・定期券（手帳所持者が１２歳未満の場合は、介護者分のみ）	
	・12歳未満の身体障害者手帳または療育手帳所持者とその介護者	・定期券（介護者分のみ）	

○タクシー料金の割引

身体障害者手帳または療育手帳をタクシー乗車時に提示すれば、運賃が 1割引きになりますので、運転手にお尋ねください。ただし、個人タクシーなど、一部のタクシー会社では割引を実施していませんので、ご注意ください。

また、精神障害者保健福祉手帳所持者は、一部のタクシー会社で割引を受けることができます。

○バス運賃の割引

乗り方	割引の対象者	割引の内容	割引率
障害者手帳所持者のみが乗車	・身体障害者手帳所持者 ・療育手帳所持者	・普通乗車券 ・回数乗車券（一部対象外）	5割
		・定期券	3割
介護者とともに乗車する場合（介護者は1名まで）	・旅客鉄道会社運賃割引第1種の身体障害者手帳または療育手帳所持者とその介護者	・普通乗車券 ・回数乗車券（一部対象外）	5割
		・定期券	3割
	・12歳未満の身体障害者手帳または療育手帳所持者とその介護者	・定期券（介護者分のみ）	3割

※バス会社によっては、回数券が割引の対象外になる場合があったり、精神障害者保健福祉手帳所持者が割引の対象になる場合がありますので、乗車する際に、バス会社の係員にお尋ねください。

それぞれ、運行会社によって、割引率、割引方法が異なりますので、詳細は各交通機関にお問い合わせください。なお、割引の適用には、各種障害者手帳の提示が必要です。

携帯電話基本使用料などの割引

○ 手帳をお持ちの方が、携帯電話販売店で申し込みされると、基本使用料などが割引されます。詳しくは各携帯電話会社の販売店へお問い合わせください。

市立市民総合体育館使用料・市民プールの割引

○ 障害者が市民総合体育館を利用する場合、利用料が割引されます。
○ 市民プール入場料が割引されます。手帳の提示が必要となります。
○ 障害者手帳の提示に加え、**障害者手帳アプリ「ミライロＩＤ」**の提示でも割引されます。

【 藤井寺市立市民総合体育館 】
〒583－0008
藤井寺市大井1－2－20
電話番号　072-939-1141　FAX　072-939-9996

その他

☆ **映画館・演芸場の料金の割引が行われる場合があります。**
詳しくは、利用される各映画館・演芸場にお問い合わせください。

☆ **府立・市町村の施設の使用料などが減免される場合があります。**
詳しくは、事前に各施設にお問い合わせください。

しょうがいしゃじりつしえん
障害者自立支援サービス

申請先：福祉総務課
１階６番窓口

障害福祉サービス

障害のある人や難病患者が、自立した日常生活や社会生活を営むことができるように、居宅や施設におけるサービスの支給を受けることができます。

◇費　　用　　サービス利用にかかる利用者負担は、所得に応じて月額上限額が決められています。またサービスの種類によっては、食費や光熱水費などの実費分が必要となります。

◇申請手続　　身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳、医師の診断書、個人番号通知カードまたは個人番号カード、所得や収入が確認できるものが必要です（個人によって必要なものが異なりますので、個別にご相談ください）。

※介護保険対象者は、介護保険制度でのサービスが優先されます。

相談・申請 ⇒ 調査 ⇒ 審査・認定 ⇒ 決定・受給者証交付 ⇒ 契約・利用

◇おもなサービス種類

介護給付　※障害支援区分の認定を必要とします（障害児を除く）	
居宅介護	入浴、排せつ、食事の介護など、居宅での生活全般にわたる介護
重度訪問介護	重度の肢体不自由のかた、または、知的障害もしくは精神障害により行動上著しい困難があるかたに対する居宅での入浴、排せつ、食事の介護のほか、外出の際の移動中の介護など総合的な介護
同行援護	視覚障害により、移動に著しい困難を有するかたが外出する際に、必要な情報の提供をはじめとした円滑な移動の援護
行動援護	知的障害または精神障害によって行動上著しい困難があるため常時介護が必要なかたが対象の、行動の際に生じうる危険回避のための援護や、外出時の移動の支援
短期入所	介護者が病気の場合などに利用できる、短期の入所による介護

介護給付　※障害支援区分の認定を必要とします（障害児を除く）	
療養介護	医療を受けながら、介護の提供を受けることができる日常生活上の支援。主に日中、病院などで行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理下での介護や日常生活上の援助など。
生活介護	主に日中、障害者支援施設などで行われる入浴、排せつ、食事の介護や、創作活動及び生産活動などの支援
施設入所支援	施設入所者に対して主に夜間に提供される日常生活上の支援

訓練等給付　※障害支援区分の認定を必要としません	
自立訓練	自立した日常生活や社会生活を営むために必要な訓練。有期のプログラムによる身体機能や生活能力向上のための訓練が受けられます。
就労移行支援	一般就労が見込まれる65歳未満の方に対しての、就労に必要な知識・能力の向上をはかるための訓練。有期のプログラムにより、職場実習などの訓練が受けられます。
就労継続支援	通常の事業者に雇用されることが困難なかたを対象とする継続的な就労支援が受けられます。
就労定着支援	生活介護・自立訓練・就労移行支援・就労継続支援を利用して一般就労した方について、就労に伴う生活面の課題に対し、就労の継続を図るために企業・自宅などへの訪問など必要な連絡調整や指導助言が一定期間受けられます。
自立生活援助	施設や病院から地域での一人暮らしを希望する知的障害や精神障害のある方に対して、定期的な居宅訪問や随時の対応などで、必要な助言や関係機関との連絡調整、環境整備に必要な援助が受けられます。
共同生活援助	共同生活を営む住居における相談その他日常生活の援助、主に夜間に提供されるものをいいます。※なお、介護サービスを利用する場合は、障害支援区分の認定が必要です。

地域相談支援　※障害支援区分の認定を必要としません	
地域移行支援	施設に入所または精神科病院に入院している障害者に対して、住居の確保その他地域生活移行のための活動に関する相談などを行います。
地域定着支援	施設・病院からの退所・退院、単身生活に移行した障害者に対して、常時の連絡体制を確保し、障害特性に起因して生じた緊急の事態などに相談などを行います。

計画相談支援　　※障害支援区分の認定を必要としません
障害のあるかたの自立した生活を支え、適切なサービス利用につなげるため、支給決定前または支給決定の変更前に、ご本人やご家族の希望や状況などを確認しながら、サービス等利用計画案を作成します。支給決定後または支給決定の変更後に、サービス事業者などとの連絡調整及びサービス担当者会議を行い、サービス等利用計画を作成します。 また、ご本人が継続して障害福祉サービスなどを適切に利用できるように、ご本人、ご家族、サービス事業所などとの連絡を継続的に行い、サービスなどの利用状況を一定期間ごとに検証し、計画の見直し（モニタリング）を行います。

補装具給付事業

障害児者や難病患者が、在宅で生活するために必要な補装具を給付します。所得に応じて自己負担があり、また給付できる補装具の種類と金額が決まっています。**購入前の申請が必要です。**

日常生活用具給付事業

障害児者や難病患者が、在宅で生活するために日常的に必要となる介護用具を給付します。所得に応じて自己負担があり、また、給付できる用具の種類と金額が決まっています。**購入前の申請が必要です。**

移動支援事業

障害者手帳をお持ちのかたで、独力での移動が困難な方を対象に、外出時にヘルパーを派遣する事業です。所得に応じて、自己負担があり、利用方法や対象者などの要件が決まっています。

日中一時支援事業

障害者手帳をお持ちのかたで、日中に介助者がおられない場合、施設において日帰りのショートステイを提供する事業です。所得に応じて、自己負担があり、利用方法や対象者などの要件が決まっています。

地域活動支援センター事業

地域活動支援センターにおいて、相談支援、入浴、創作的活動、生産活動、社会との交流などの機会を提供しています。

意思疎通支援事業

手話通訳や要約筆記（筆談）が必要なかたを対象に、手話通訳者などを派遣します。必要なかたは、１週間前までに申請してください。なお、派遣できる要件などがあります。

障害児通所支援事業

障害のある児童が、自立した日常生活や社会生活を営むことができるように、施設などにおけるサービスの支給を受けることができます。

◇費用　サービス利用にかかる利用者負担は、所得に応じて月額上限額が決められています。またサービスの種類によっては、食費や光熱水費などの実費分が必要となります。

◇申請手続　身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳・医師の診断書・個人番号通知カードまたは個人番号カード・所得や収入が確認できるものが必要です。

相談・申請 ⇒ 聴き取り調査 ⇒ 決定・受給者証交付 ⇒ 契約・利用

◇サービス種類

障害児通所給付	
児童発達支援	未就学の障害児に対して、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行います。
放課後等デイサービス	学齢期の障害児に対して、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進、その他必要な支援を行います。
居宅訪問型児童発達支援	外出が著しく困難な重度の障害児に対して、居宅で日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与などの支援を行います。
保育所等訪問支援	障害児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援、その他必要な支援を行います。

障害児相談支援
障害のある児童が障害児通所支援の給付決定前または給付決定の変更前に、計画相談支援（18ページ）と同様に支援を行い、連絡調整などを行います。 また、給付決定後についても、計画相談支援（20ページ）と同様に支援を行います。

お問い合わせ先

福祉総務課　障害者福祉担当（1階6番窓口）　電話番号　072-939-1106
子育て支援課　こども家庭センター（2階24番窓口）　電話番号　072-939-1162
健康・医療連携課　母子保健担当（2階25番窓口）　電話番号　072-939-1112

その他のサービス

障害児・障害者ふれあい支援事業

申請先：ふれあい支援センター

【 内容 】

障害児・障害者のかたに創作活動、運動、レクリエーションなどの余暇活動の支援を行うとともに、障害児及び障害者並びに家族に対する療育支援、相談支援をおこなっています。

【 対象者 】

① 本市に居住し、かつ、本市の住民基本台帳に登録されているかた

② 身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳をお持ちのかた（または、それに準ずるかた）

【実施場所】

ふれあい支援センター　10:00～20:00（毎週木曜日、年末年始除く）
藤井寺市北岡1-2-8　市民総合会館別館3階
受託法人：社会福祉法人　しゅらの郷福祉会
電話番号：072-937-5255　FAX：072-937-5265

住宅改造助成

申請先：福祉総務課　１階６番窓口

【 内容 】

障害者のかたが自立した生活を確保する観点から、住宅改造を行う場合に、30万円までの経費の一部を助成する制度

【 対象者 】

① 肢体不自由での手帳等級が１級及び２級のかた（下肢・体幹は３級を含む）

② 視力障害１級、内部障害１級及び２級のかた（要件あり）

③ 最重度知的障害者のかた

④ 生計中心者の前年分所得税額の合計が 70,000円以下であること

※ 工事内容によっては助成対象外となる場合もあります。**着工前に申請が必要です。**

避難行動要支援者支援制度

【 内容 】

災害時に自力での避難が困難と思われる、在宅生活のかたの情報を、本人の同意を得て、地区自治会、消防に提供します。

【 対象者 】

要介護度３～５、身体障害者手帳１・２級、療育手帳Ａ、精神障害者保健福祉手帳１級のいずれかにあてはまるかた

※ 確実な避難支援を約束するものではありません。

お問い合わせ先

危機管理室（4階48番窓口）	電話番号 072-939-1190
協働人権課（1階4番窓口）	電話番号 072-939-1331
福祉総務課（1階6番窓口）	電話番号 072-939-1106
高齢介護課（1階3番窓口）	電話番号 072-939-1169

目の不自由なかたのために･･･

声の広報・点字広報

問合先：秘書課　５階54番窓口

【 内容 】

「広報ふじいでら」を音訳した「声の広報」は、希望者に郵送しています。
点訳した「点字広報」は、市内公共施設に設置しています。

声の図書・点字図書・対面朗読

問合先：図書館

【 内 容 】

録音図書の郵送貸出・点字図書の貸出、
ご希望の本を朗読（事前に要予約）しています。

藤井寺市立図書館
〒583－0007
藤井寺市 林１－２－２
TEL　072－938－2197

Net119緊急通報システム

【内容】

音声による119番通報が困難な聴覚・言語機能障害者が、通報用Webサイトを利用し、円滑に消防への通報を行えるようにするシステムです。

お問い合わせ先

柏羽藤消防署　消防係

電話番号　072-958-9937　　FAX　072-958-9901

下記アドレスに空メールを送信することで登録することができます。

entry osakamimami@entry01.web119.info

メール110番

【内容】

事件や事故、緊急事態発生時において、聴覚や言語に障害のある方がメールを利用して緊急通報することができます。

お問い合わせ先

大阪府警110番通報メールアドレス

m110@police.pref.osaka.jp

※メール110番を利用する際は、送信時に用件及び発信者の住所（現在の居場所）、氏名を明記して送信してください。

iPhone 用新アプリ（ios13 以降）

iPhone 用旧アプリ（ios12 以前）

Android 用新アプリ（Android8.0 以降）

Android 用旧アプリ（Android7.1.2 以前）

フューチャーフォン用アプリ

駐車禁止除外指定車標章

問合先：羽曳野警察署

【内容】

対象者本人に対し、駐車許可が係る場所に限り駐車禁止が除外される制度

【対象者】

障害の区分			障害の級別
身体障害者手帳	視覚障害		1～4級の1
	聴覚障害		2～3級
	平衡機能障害		3級
	上肢不自由		1～2級の2
	下肢不自由		1～4級
	体幹不自由		1～3級
	乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害	上肢機能	1級・2級（一上肢のみを除く）
		移動機能	1～4級
	心臓機能障害		1級及び3級
	じん臓機能障害		1級及び3級
	呼吸器機能障害		1級及び3級
	ぼうこう又は直腸の機能障害		1級及び3級
	小腸機能障害		1級及び3級
	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害		1～3級
	肝臓機能障害		1～3級
療育手帳			重度（A）
精神障害者保健福祉手帳			1級
色素性乾皮症患者			等級指定なし
戦傷病者			

※ 申請には必ず本人も同行してください。

※ 申請に必要な書類などは、下記までお問い合わせください。

○ 詳しくは羽曳野警察署交通課
もしくは大阪府警察本部駐車対策課
までお問い合わせください。

羽曳野警察署
〒583－0857
羽曳野市誉田4－2－1
TEL 072-952-1234

大阪府障がい者等用駐車区画利用証制度

問合先：大阪府

【内容】

移動に配慮を要する障害者について、公共施設や商業施設などにおける車いす使用者用の駐車区画などを利用することができる利用証を大阪府が発行する制度

【対象者】

区分			交付要件	必要書類	有効期間
身体障害者	視覚障害		4級以上	身体障害者手帳	5年間
	聴覚障害		3級以上		
	平衡機能障害		5級以上		
	肢体不自由	上肢	2級以上		
		下肢	6級以上		
		体幹	5級以上		
		乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害 上肢機能	2級以上		
		乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害 移動機能	6級以上		
	心臓機能障害		4級以上		
	じん臓機能障害		4級以上		
	呼吸器機能障害		4級以上		
	ぼうこう又は直腸機能障害		4級以上		
	小腸機能障害		4級以上		
	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害		4級以上		
	肝臓機能障害		4級以上		
知的障害	療育手帳の障害の程度欄が「A」の者			療育手帳	5年間
精神障害者	精神障害者保健福祉手帳の障害区分が「1級」であること			精神障害者保健福祉手帳	5年間
難病患者	障害者総合支援法の対象となる疾病に罹患している者（特定医療費（指定難病）受給者等）			下記のいずれかの書類 ・特定医療費（指定難病）受給者証等 ・医師の診断書等疾病名を確認できるもの及び身分証明書	5年間
高齢者	要介護状態区分が「要介護1～5」の者			介護保険被保険者証	5年間
妊産婦	妊娠7箇月～産後3箇月			母子健康手帳及び身分証明書	妊娠7箇月～産後3箇月
けが人	けが等により一時的に移動の配慮が必要な者			医師の診断書・意見書等及び身分証明書	車いす、杖等の使用期間（1年以内）
その他	上記以外の歩行困難者で、医師の診断書等で駐車場の利用に配慮が必要と認められる者			医師の診断書・意見書等及び身分証明書	必要と認める期間（原則1年以内）

○ 詳しくは大阪府福祉部障がい福祉室
障がい福祉企画課までお問い合わせください。

大阪府福祉部障がい福祉室
障がい福祉企画課　権利擁護グループ
〒540-8570
大阪市中央区大手前2丁目
TEL　06-6944-2362
FAX　06-6942-7215

各種相談先

内容	お問合せ先	電話番号など
身体障害、知的障害、精神障害、障害児、難病についての相談に応じ、障害福祉サービスなどの情報提供を行うなど、さまざまな生活の相談に応じます。 （相談支援事業）	相談支援センター　ぴんぽん 月～金曜日（祝日を除く） 10:00～17:00	072-952-7002 FAX:072-959-4135
	障害者地域生活支援センター　わっと 月～金曜日（祝日を除く） 10:00～17:00	072-930-0733 FAX:072-930-0733
	地域支援センター　ばんびーの 月～金曜日（祝日を除く） 9:00～17:00	072-950-1530 FAX:072-950-1531
障害児や発達障害児についての相談に応じます。 （療育等支援事業）	地域支援センター　ばんびーの 月～金曜日（祝日を除く） 9:00～17:00	072-950-1530 FAX:072-950-1531
障害の当事者またはその家族のかたが、障害についての相談に応じます。 （障害者相談員）	岡本　昇治　（聴覚障害）	FAX:072-938-7059
	西尾　千代子　（知的障害）	072-938-1789
	安井　陽子　（知的障害）	072-955-9263
障害のあるかたの就労に関する相談に応じます。	南河内北障害者就業・生活支援センター（支援センター　はる） 月～金曜日（祝日を除く） 9:00～17:30	072-957-7021 072-957-1607 FAX:072-957-1604
	ハローワーク藤井寺 月～金曜日（祝日を除く） 8:30～17:15	072-955-2570
	藤井寺市商工労働課就労支援室	072-939-1337

かんけいきかん

関係機関リスト

名称	電話番号	ＦＡＸ
藤井寺市社会福祉協議会（福祉会館内）	072-938-8220	072-938-8221
藤井寺保健所	072-955-4181	072-939-6479
大阪府障がい者自立相談支援センター		06-6692-3981 or 06-6692-5340
地域支援課	06-6692-5261	
身体障がい者支援課	06-6692-5262	
知的障がい者支援課	06-6692-5263	
富田林子ども家庭センター（南河内府民センタービル内）	0721-25-1131	0721-25-1173
ハローワーク藤井寺	072-955-2570	072-955-3770
大阪障害者職業センター	06-6261-7005	06-6261-7066
南河内府税事務所（南河内府民センタービル内）	0721-25-1131	0721-25-1194
天王寺年金事務所	06-6772-7531	06-6772-3338
大阪自動車税事務所和泉分室	0725-41-1327	0725-43-4541
富田林税務署	0721-24-3281	0721-24-3120
大阪障害者自立支援協会	06-6775-9115	06-6775-9116
市民総合体育館	072-939-1141	072-939-9996
図書館	072-938-2197	072-938-1274
藤井寺市シルバー人材センター	072-954-6005	072-954-7077
生涯学習センター（アイセルシュラホール）	072-952-7800	072-952-7806
大阪府障がい者スポーツ協会 大阪府立障がい者交流促進センター（ファインプラザ大阪内）	072-296-6311	072-296-6313
大阪府ITステーション（夕陽丘高等職業技術専門校内）	06-6776-1222	06-6776-1281

福祉の手引き（令和６年度版）初版

身体障害者・知的障害者・精神障害者・難病患者のために

令和６年４月発行

発行：藤井寺市健康福祉部福祉総務課

住所：〒583-8583　大阪府藤井寺市岡１－１－１

電話：０７２－９３９－１１０６

FAX：０７２－９３９－０３９９